

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

また、水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、漁業用軽油引取税の免税措置の恒久化並びに農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置を継続するとともに、地球温暖化対策のための税については、漁業者の過重な負担にならないよう万全の措置を講じること。

2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を強化すること。

また、密漁・違反操業に関する取締りの強化及び監視活動に対する財政支援の拡充を図るとともに、漁業調整の円滑な推進を図るため、漁業者間の相互理解や協議を促進すること。

さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じること。

3. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

4. 間伐材残存型漁礁は、水産業の振興のみならず、森林保全及び循環型社会の形成にも貢献することから、木材利用を促進する増殖技術開発のための財政支援を拡充すること。

5. 水産業の体質強化を図るため、もうかる漁業創設支援事業について、平成 24 年度以降も継続するとともに、制度の拡充を図ること。

6. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場の拡大を図ること。

7. 離島地域における漁業者の所得向上を図るため、水産物の島外輸送コストの軽減対策として新たな交付金を創設すること。

8. 東日本大震災関係

東日本大震災による被災地域における水産業及び関連産業の復興のため、被災地域の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、補助金の一括交付金化を図る等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。